

平成十六年
四月 中

秋田県公報目録

第千五百六十八号から
第千五百六十九号まで

公示番号	題	名	公報番号	日
八	許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令	号外三 一	"	一五六〇 二
九	秋田県行政考査規程等の一部を改正する訓令	"	"	"
一〇	秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令	"	"	"
一一	秋田県公報発行手続規程の一部を改正する訓令	"	"	"
一二	秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令	"	"	"
一三	秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	"	"	"
告 示				
一三四	道路の供用開始	"	"	"
一三五	開発行為に関する工事の完了	"	"	"
一五八	個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し	号外一 一	一五六二 九	"
一五七	個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定	号外二 一	一五六三 九	"
一五九	情報提供を推進すべき法人の変更	"	"	"
一六〇	情報提供を推進すべき法人の変更	"	"	"
一六一	情報公開を推進すべき法人の変更	"	"	"
一六二	字の区域の変更	"	"	"
一六三	口頭により開示請求ができる個人情報の一部	"	"	"
一六四	改正	"	"	"
一六五	結核予防法による医療機関の指定	"	"	"
一六六	地籍調査の成果の認証	"	"	"
一六七	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	"	"	"
一六八	大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出	"	"	"
一六九	障害者就業・生活支援センターの指定	"	"	"
一七〇	基本測量終了の通知	"	"	"
一七一	都市計画の決定予定及び都市計画の図書の縦覧	"	"	"
一七二	都市計画の変更による送付図書の縦覧	"	"	"
一七三	都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告	"	"	"
一七四	都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告	"	"	"
一七五	道路の供用開始	"	"	"
一七六	開発行為に関する工事の完了	"	"	"
一七七	都市計画事業の事業計画の変更の認可	"	"	"

三五八	道路区域の変更及び供用開始	一五六三
三五九	道路区域の変更	
三六〇	道路区域の変更及び供用開始	
三六一	道路区域の変更	
三六二	建築基準法による道路位置の指定	
三六三		
三六四		
三六五		
三六六		
三六七		
三六八		
三六九		
三七〇	包括外部監査契約の締結	
三七一	生活保護法による介護機関の指定	
三七二	生活保護法による指定介護機関の変更	
三七三	平成十六年度改良普及員資格試験の実施	
三七四	漁船損害等補償法による付保義務の発生	
三七五	保安林予定森林の指定通知	
三七六	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	
三七七		
三七八	争議行為の予告	
三七九	都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧	
三八〇	道路の供用開始	
三八一	字の区域の変更	
三八二		
三八三	結核予防法による医療機関の指定	
三八四	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	
三八五	大規模小売店舗の新設に関する届出	
三八六	道路の供用開始	
三八七		
三八八	字の区域の変更	
三八九		
三九〇	結核予防法による医療機関の指定	
三九一	地籍調査に関する事業計画	
一五六七	"	"
一五六六	"	"
一五六五	"	"
一五六四	"	"
一五六三	"	"
二一〇	"	"
二一三	"	"

公告

- | | |
|----|---|
| 三 | 都市計画事業の事業計画の変更の認可 |
| 四 | " |
| 五 | " |
| 六 | " |
| 七 | 自衛官の募集期間
自衛官採用試験の試験期日等 |
| 八 | 生活保護法による指定介護機関の変更 |
| 九 | " |
| 一〇 | 農業振興地域の指定の一部改正
特定計量器定期検査の実施 |
| 一一 | 基本測量終了の通知 |
| 一二 | 都市計画の決定及び都市計画の図書の縦覧 |
| 一三 | " |
| 一四 | 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧 |
| 一五 | " |
| 一六 | 南港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリ
び修景厚生港区の区域の一部改正 |
| 一七 | 保育士試験に係る指定試験機関の指定 |
| 一八 | 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧 |
| 一九 | " |
| 二〇 | ○ 土地改良区の役員の退任の届出
○ 土地改良区の定款変更の認可
○ 土地改良区の役員の退任の届出
○ 土地改良区の定款変更の認可
○ 土地改良区の役員の就任の届出
" " " " |

教育委員會規則

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出
○土地改良区の定款変更の認可
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施
定

教育委員会規則	一〇 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則	一五六八 三〇
七 教育委員会會議の開催		
選挙管理委員会告示		
四二 政治団体の設立の届出	一五六二	九
四三 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出	"	"
四四 政治団体の解散の届出	"	"
四五 政治団体の収支に関する報告書	"	"
四六 公職の候補者の資金管理団体の届出	"	"
四七 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出	"	"
四八 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出	"	"
四九 政治団体の収支に関する報告書	"	"
五〇 政治活動のために寄附を受け又は支出することができる団体	"	"
五一 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数	"	"
五二 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
五三 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数	"	"
五四 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
五五 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数	"	"
五六 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
五七 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数	"	"
五八 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
五九 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数	"	"
六〇 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数	"	"

公安局員會告示

- 四一 道路交通法による技能検定員審査の実施
四二 道路交通法による教習指導員審査の実施
四三 道路交通法による技能検定員審査の実施
四五 道路交通法による教習指導員審査の実施
五六 警備員指導教育責任者講習会の実施
五七 猶銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会

○平成十六年二月二十七日付け秋田県公報第千五百五十四号の正誤

○平成十六年三月十九日付秋田県公報号外第一号の正誤

○平成十六年四月九日付け秋田県公報第千五百六十二号の
正誤 一五六七 二七

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購讀料金

秋田市山王西丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0186)876-6633 FAX(0186)876-6633
E-mail: matsubara@matsubaranet.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
原泰雄